

ラフ付近に三基の吸い込み槽を設置いたしまして、冠水対策を行っております。

御指摘の地域にある道路の雨水排水設備は、確かに舗装を優先して、側溝、排水のない整備を行った経過があり、最近におきましては、その道路の沿道に宅地化が進み、雨水が地下に浸透しにくくなり、冠水被害が見られるわけであります。

今後につきましては、水害問題の発生しない道路として積極的に改修するよう考えております。

続きまして、区画整理についてお答えいたします。

熊川地区の開発計画につきましましては、強い御関心をお寄せいただき、まして大変ありがとうございます。

まず、地元説明会についてであります。第一日目、私も出席をいたしました。感じたことは、皆さん大変に真剣に対処してくださっておられまして、非常に建設的な御意見が出されました。また、全体を通して、これといった反対意見はなかったという報告を受け

ておりまして、石川議員さんを感じになったと同様、全体的にも協力的であると言える状況がございまして、大変にありがたく、結構なことだと思っております。

次に、昭和六十一年度の事業推進であります。ただいま申し上げたような状況、あるいは現在実施していますアンケート調査の結果を踏まえた上で、できる限り次のB調査までは行政の責任でもありますので、実施させていたいただきたいと考えております。

細部につきましては建設部長から御答弁させますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○教育次長（須崎 進君） 自席からお許しをいたしまして、最初に教育委員会関係の小中学校におけるいじめの実態とその対応について御答弁申し上げます。

学校教育を預かる教育委員会といたしましては、まことに申しわけないことでございますが、残念ながら当市の小中学校におきましていじめの問題があるわけでございます。

その実態についてでございますが、本年五月に行いました昭和五十九年度中のいじめの実態について申し上げます。

小学校七校で十七件、一校当たり二・四件でございます。

学年別に見ますと、二学年で一件、三学年で十件、四学年で三件、五学年で二件、六学年で一件となっております。

加害者についてでございますが、単独で八件ございまして、数人がか九件となっているわけでございます。

主な男女別では、男子が十一件、女子が八件となっております。男女でのいじめがありますので、統計の十七件とは一致しないところがあるわけでございます。

いじめの期間は、二週間未満が十一件、二週間から二カ月未満の間が六件ございます。

実際のいじめ方ですが、複数回答がありますので合計が一致いたしません。言葉でのおどしや嫌がらせが十三件、殴る、ける、こづく、転ばす等が八件、冷やかし、からかいが七件、仲間外れ、無視が七件、物

をとる、隠す、汚すが二件、虚偽のうめを言いつらすが一、金品の強要が一、件でございます。その他四件があるわけでございます。

主ないじめの動機についてでございますが、欲求不満のうちうっぶん晴らしとしてが六件、力の弱い者、動作の鈍い者をおもしろ半分にか四件、怒りや憎しみ、嫉妬などからが三件、以前にいじめられたことの仕返しとしてが三件、生意気な者、い子ぶる者に対する反感、反発、反発が二件、だらしのない者、決まりを守らない者に対する反発や制裁、反発が二件、自分たちと違う、なじめないなどの違和感からが一件、となっているわけでございます。

中学校におきましては、三校で五件、一校当たり一・六件でございます。学年別に見ますと、一学年が二件、二学年が一件、三学年が二件、

加害者についてでございますが、単独が三件、数人が一件、大勢が一件となっております。

主な男女別では、男子が三件、女子が二件となっております。

いじめの期間は、二週間未満が一件、二週間から二カ月未満が二件、二カ月から六カ月未満が二件でございます。

実際のいじめ方は、複数回答がありますので合計が一致しない場合がございますが、この内容としては、殴る、ける、こづく、転がすが三件です。言葉でのおどし、嫌がらせが三件、冷やかし、からかいが二件、仲間外れ、無視が二件、頭髪を引っばる、つねるが一件、虚偽のうめをを言いつらす一件となっております。

主ないじめの動機についてでございますが、力の弱い者、動作の鈍い者をおもしろ半分にか三件、自分たちと違う、なじめない、などの違和感からか二件、欲求不満のうち、うっぷん晴らしとしてか一件、以て前いじめられたいことの仕返しとしてか一件でございます。

次に、六十年の四月から十月までの七カ月間の数字を見ますと、小学校が十三件、中学校が三十九件となっております。七カ月間で、小学校では前年度比七六％の増という件数になっております。また、中学校では前年度の七・八倍にもなっております。これは前年度分

については、学校長、教頭段階で把握された記録の残っている数で調べたものに対して、六十年年度につきましては、五月の調査時点ですでにないじめについても十分手を尽くして指導するよう指示いたしましたので、このような数字になっているものと思われけるわけでございます。主な被害者の男女別、被害者の構成人員、いじめの継続された期間、主ないじめ方、主ないじめの動機等につきましては、前年とほぼ同様な傾向でございます。

次に、それらのいじめについて、小中学校に対する教育委員会としての対応でございますが、校長会、教頭会、教務主任会、生活指導主任会等の機会あるごとに人権の尊重、人の痛みがわかる児童生徒の育成のための生活指導の徹底について、全校を挙げて取り組みをし、指導しているところでございます。

さらに、特に最近のことについて申し上げますと、本年度に入り児童生徒の問題行動の防止と健全育成の徹底について、いじめの問題に関する指導の徹底についての通知を初め、いじめに関する指導の手引き、生活

指導の充実、徹底についての手引きの配付等を行っているわけでございます。また、十二月二日には市民会館において教育相談等いじめの問題について講演会を開催し、小中学校の教職員を初め、PTAの方々の多数の参加を得て実施したところでございます。また、各学校におきましても、たとえばさいなことでも、情報を得る努力をする一方、万一起きた場合には、個別指導、学級指導、朝礼等による全校指導を行ったりするなどし、また、家庭訪問による指導を行っております。

なお、保護者に対しましても、父母会、三者面談、PTAの機関を通しての会議等を活用して協力を呼びかけているわけでございます。次に、いじめの一〇番の設置についてでございますが、生徒自身の相談の窓口としての二〇番を設置したかどうかとの御質問についてでございますが、これにつきましては、財政部局とも十分協議をしております。と思いますが、現在のところでは、おかげさまをもちまして本年度から専任の教育相談員を一名増員し、二名としていたございましたので、専任相談員による相談の電話受理等について、市のお知らせや広報等

を通じてましてさらにPRに努め、対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○建設部長（小林田 進君）

私の方からは、自席からお許しをいただくとわけでございますけれども、第四点目の区画整理に関連をいたしまして具体的に御質問が出ておりますので、その内容について先ほどの市長の答弁を補足をさせていただきます。

まず、説明会における出席人員でございますけれども、出席人員につきましては、対象区画整理予定地内の土地所有者に絞りました。説明会を行ったわけでございますが、その中には権利者が三百二十六名おりまして、二百二十一名の出席を見ております。

なお、説明会の日数については、大体九日間実施をさせていただきま

した。それから、問題点でございますけれども、その説明会の中で出てきた問題といたしましては、睦橋通りから一六号線に抜けます内出の交

差点から一六号までの都市計画街路でございますが、あの街路につきまして、あの周辺では、幹線の通りでございますが、御案内のように非常に狭いというようなこともございます。また、その通りについては、バスが通っていると、そういうふうなこともございまして、歩行者にとっては非常に危険な道路であると、そういう点。それから、たまたま都市計画街路としての計画決定がされて二十数年たっているわけでございますが、そういう点で非常に建て替え等に不便を来している点。それから、一区画整理を行った場合の事業期間というのは、どの程度予定をしておるんだと、そういう問題。それから、説明会の中で今後予定される事務手続といたしまして、B調査等を行うわけでございますが、B調査の実施時期はいつごろを予定しているのかと、そういう問題。それから、特に区画整理の手法等についての説明をその中で行ったわけでございますが、その中での減歩の問題、それから区画整理が行われますと、当然それなりに土地の評価を受けるわけでございまして、そういうものが固定資産税というふうな形で、どういう形ではね返ってくるのか

と、そういう点が主な問題点と申しますが、質問であつたわけでござい
ます。

それから、この説明会に出席しなかった人々に対する対応でござ
いますけれども、これにつきましては、百名ほどおるわけでござい
ますが、その人々については、その後説明会にお配りいたしました資料、そ
うい
ったものを郵送いたしまして、理解を深めるようなことをお願いして
おります。その中で、電話等で担当の方へかなり照会が来ていると、
い
うふうな事実がござい
ます。

それから、現在アンケート調査を実施しているわけでござい
ますが、このアンケート調査については、その区画整理に対する関心度、ある
いは理解度、それから今後進め方等を含めたアンケートをお願い
しているわけでござい
ますが、きのう現在でそのアンケートに対する回答
が二十八名ほど来ております。申し落としてましたけれども、アンケートに
ついては、権利者のうち百名について抽出でアンケート調査を行
い
まして、そのうち二十八名かきのう現在で回答を寄せておりまして、その中では

二名ほどが反対だと。それ以外の方は一応賛成というふうな形で答えが返ってきております。

それから、これからの進め方でございますけれども、このアンケート調査の最終的な結論を待って、できれば六十一年度にB調査まで進めさせてもらえればと、そんなふうに考えております。

ちなみに、このB調査について申し上げますと、A調査については、既に御説明申し上げましたように、基本構想あるいは市街地の環境評価、そういったものがその主な内容であったわけでございますが、B調査につきましましては、いわゆるその地上測量といたしまして、大体具体的に現地に入りまして測量を行ひまして、大体五百分の一ぐらいの図面をつくるという問題、それから、実際に、区画整理のための基本計画、そういういたものをつくることとかこのB調査の主な中身でございますが、大体費用にいたしまして三千五百万円程度かかる事業になるわけでございますが、できればそこまで進めさせていたただきまして、その後に進んでいきたいと、そんなふうに考えております。

以上、大変雑駁でございますが、先ほどの市長の答弁を補足させていただきます。

○四 番（石川泰一君） それでは自席から再質問させていただきます。

小中学校におけるいじめの実態と対応については、大変よくわかりました。いじめにいたしましても、増加をしているということは否めない事実かと思ひます。

それで、参考までにですが、十月二十五日に文部省から、最近のいじめのケースは、学校の認識と対応の甘さが事件を深刻化させているものである、と指摘いたしまして、総点検の参考に同省が作成した指導のチェックポイント二十九項目、学校関係十六、教育委員会関係十三項目にわたっての指導体制の総点検の指示があったわけでございますが、その内容を具体的に説明していただきたいと思います。

また、その点検項目に対して、問題点あるいは反省すべき点があったかどうかをお尋ねいたします。

いじめ一〇番の設置につきましては、十分に検討するということでありますが、いろいろと相談事業もありますので、何かと大変かと思ひますけれども、電話というのは、非常に気軽に相談ができるというような大変有効な対策であるというふうに私は思うわけですが、この件についても前向きに検討していただければ、大変ありがたいと思ひます。

地域体育館の建設については、福生、熊川地区に建設を予定しているということですが、その規模、構造等がおわかりになりましたら、また場所等についても、よろしければ教えていただきたいと思います。いずれにいたしましても、福生地区への建設も前向きに検討していただくことを要望いたします。

健康通りの設定についてですが、本年度にその一部四百メートルが着工されるということに基本計画に載っておるわけですが、そのサイクリングコースの全コースを具体的に説明していただきたいと思います。

また、今後の事業計画等はどうか、お尋ねいたします。

生活道路における雨水排水の推進については、市長よりまことに誠意ある回答をいただいたわけでございますが、生活道路のうち、わかりましたらまた雨水排水設備が行われていない道路の本数と延長についてお尋ねいたします。

それから、これは雨水対策にやはり関係があるわけですが、舗装されていない道路というのはあるわけですが、やはりぬかるみの道路よりも、あるいは歩みにくい道路よりも、舗装された道路の方がよいわけであります。

そこで、私道で一・八メートルの道路でも、申請して規定に適合すれば市は舗装工事を施行しているわけでありますが、市道で一・八メートルの道路がいまだに舗装されていない所が、やはり各所に見られるわけであります。この点についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

一区画整理事業につきましては、六十一年度の事業推進が調査に移行できるということで、大変うれしく思うものでありますが、測量基本

計画をつくるというような形のB計画でございますけれども 権利者の
の方々に対する取りつけはどのようにするのかお尋ねをいたします。

以上、再質問を終わります。

○議長(森田治男君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長(須崎 進君) 石川議員さんの再質問につきまして御答

弁申し上げます。

御質問の十月二十五日付の文部省からのいじめの問題に関する指
導の徹底についての通知の内容二十九項目につきまして、それぞれ立
場のものに示されておりますので、これから申し上げたいと存じます。

まず、学校関係でございますが、指導体制についてということでは、い
じめの問題は、重大性を全教師が認識し、校長を中心に一致協力

態勢を確立して実践に当たっているか。いじめの大要や特質、原因、
背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議などの場
で取り上げ、教師間の共通理解を図っているか。教師は、日常の
教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間
関係の育成に努めているか。また、児童生徒の生活実態のきめ細
かい把握に努めているか。いじめについて訴えるなどがあったときは、学
校は問題を軽視することなく、適確に対応しているか。以上が指導体
制でございます。

次に、教育相談でございますが、校内に児童生徒の悩みや要望
を積極的に受けとめることができようか。教育相談の態勢が整備
されているか。また、それは適切に機能しているか。学校における教育
相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにこたえる
ことができる態勢になっているか。教育相談では、悩みを持つ児童生
徒に対して、その解消が図られるまで継続的な事後指導が適切に
行われているか。教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教

育センターなどの専門機関との連携が図られているか。以上でございます。
教育相談の関係です。

次に、教育活動でございますが、学校全体として、校長を初め各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。道徳や学級指導、ホームルームの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。学級会活動や児童生徒活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の寛容や豊かな情操を養う活動の積極的な推進を図っているか。体罰禁止の趣旨は全教師に徹底しているか。教師による体罰が行われていることはないか。以上でございます。

次に、家庭、地域との連帯でございますが、学校は、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。学校は家

庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携、協力を図っているか。いじめの問題解決のため、学校は必要に応じて教育センター、児童相談所、警察署等の地域の関係機関と連携、協力を行っているか。以上でございます。

次に、教育委員会としてでございますが、まず、教育委員会の指導体制といたしまして、教育委員会は、管下の学校等に対して、いじめ問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。

教育委員会は、管下の学校におけるいじめの問題について、学校訪問や調査の実施などを通じて、実態の適確な把握に努めているか。いじめの問題について、指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。以上が教育委員会関係の指導体制でございます。

次に、教育相談関係でございますが、教育委員会に学校からの相談はもとより、父母からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮かなど、適切に機能しているか。教育委員会は、教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。教育委員会は、教育相談の内容に応じ、学校とも連絡、協力して指導に当たると、継続的な事後指導を適切に行っているか。教育相談の実施に当たっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携が図られているか。いじめによる悩みを持つ児童生徒の小中学校の学校指定の変更の取り扱いについて、適切な対応がなされているか。

また、教育研修につきましては、教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。いじめの問題に関する指導の充実のため、教師用指導書などを作成、配付しているか。

次に、家庭、地域との連携でございます。

教育委員会は、学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。

次に、教育委員会は、いじめの問題への取り組みの重要性の認識を広め、家庭や地域の取り組みを推進するための啓発、広報活動を積極的に行っているか。

教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局、機関と適切な連携協力を図っているか。

以上二十九項目が示されているわけでございます。

なお、これらの二十九項目についての問題点と反省点についてでございますが、まず第一点といたしまして、七さいなうちにいじめの問題をとらえて、適切な処置ができていないのか、といったことがございます。また、校内の教育相談体制の整備といたしまして、父母や保護者が学校や教育委員会に対し、気軽にいじめのことを含め相談できる態勢にな